任意継続掛金の算定の標準となる標準報酬月額の見直しについて

　任意継続掛金の算定の標準となる標準報酬月額の算定に係る地方公務員等共済組合法施行令の規定が健康保険法の規定に合わせた形に改正されたことにより、平成２８年６月２９日付けで公立学校共済組合定款の一部が変更され、標記のことについて下記のとおり取扱うこととなりましたのでお知らせします。

記

　１　平成29年３月31日までに退職する組合員 **従前どおり**

　　次のうちいずれか低い方の額を任意継続掛金の算定の標準となる標準報酬月額とする。

　　①退職時の標準報酬月額（組合員期間が15年以上で55歳以上に達した後初めての退職の場合は、当該月額に100分の30を乗じて得た額を当該月額から控除して得た額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして得た標準報酬月額）

　　②全組合員の平均標準報酬月額（平成28年度は440,000円）

　２　平成29年４月１日以後に退職する組合員

　　次のうちいずれか低い方の額を任意継続掛金の算定の標準となる標準報酬月額とする。

①退職時の標準報酬月額

②全組合員の平均標準報酬月額

注：①について（組合員期間が15年以上で55歳以上に達した後初めての退職の場合は、当月額に100分の30を乗じて得た額を当該月額から控除して得た額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして得た標準報酬月額）の算定方法が廃止され

　　ました。